

令和元年10月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気掃除機（充電式、スティック型）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、
屋外式ガス給湯暖房機（都市ガス用）1件、石油給湯機1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うち電動車いす（ジョイスティック形）1件、
電気掃除機（充電式、スティック型）1件、引戸1件、
ノートパソコン1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うち自転車1件、電動アシスト自転車1件、
照明器具（クリップライト）1件、電子レンジ1件、
リチウム電池内蔵充電器2件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800555を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

日立アプライアンス株式会社（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）が製造した電気掃除機（充電式、スティック型）について
（管理番号：A201900520）

①事故事象について

日立アプライアンス株式会社（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社（法人番号：8010401057011））が製造した電気掃除機（充電式、スティック型）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品の充電制御の一部に不具合があり、電池パック内の基板及び電子部品が発煙・発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）7月10日にウェブサイトへの情報掲載、翌11日に新聞社告を行い、対象製品について無償改修を実施しています。

③対象製品：商品名、型式、製造番号、販売期間、対象台数

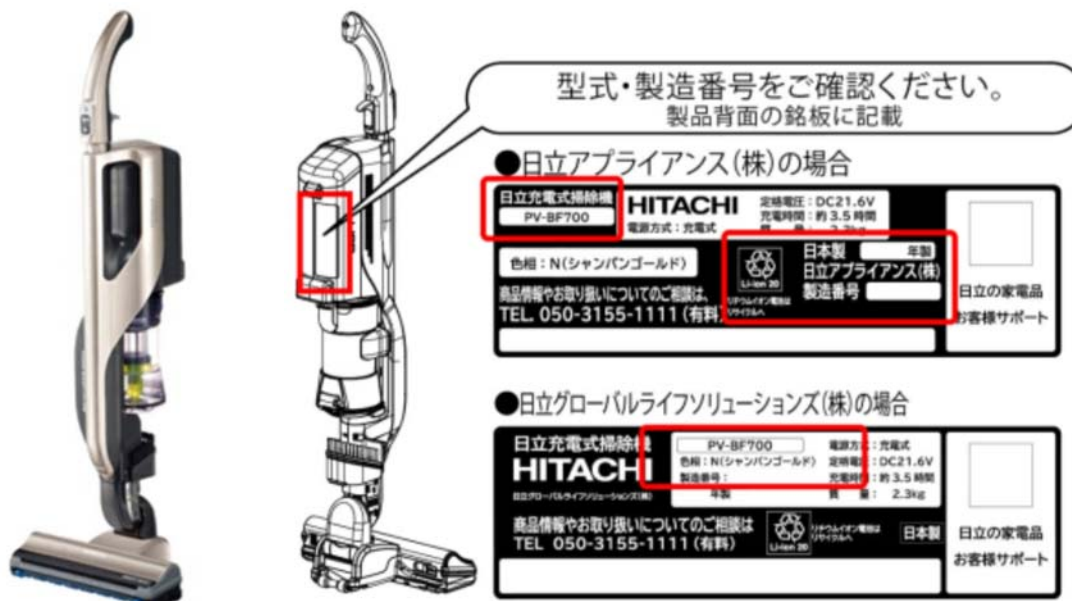
商品名	型式	製造番号	販売期間	対象台数
日立コードレススティッククリーナー	PV-BF700	8000001～8016440	2018年8月 ～ 2019年7月	49,520
		9000001～9015581		
		9100001～9117499		

2019年（令和元年）7月10日からリコール（無償改修）を実施
 改修率：75.2%（2019年9月18日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）の件数は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちにコンセントから充電台の電源プラグを抜いて使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

日立グローバルライフソリューションズ株式会社

日立コードレススティッククリーナー受付窓口

電話番号：0120(878)353

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.hitachi-gls.co.jp/bf700/index.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900522	令和元年9月19日	令和元年9月26日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-N41B-5L (大阪ガス株式会社ブランド:型式210-P050)	株式会社パロマ(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A201900525	令和元年8月23日	令和元年9月27日	屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用)	IT4203LRSSW3QL (東京ガス株式会社ブランド)	リンナイ株式会社(東京ガス株式会社ブランド)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月18日
A201900527	令和元年9月16日	令和元年9月27日	石油給湯機	FD-61SN	タカラスタンダード株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800555	平成30年12月7日	平成30年12月18日	電動車いす(ジョイスティック形)	WHILL Model C	WHILL株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が分解し、転倒して臀部を負傷した。調査の結果、当該製品は、メインボディとドライブベースが不完全な連結状態であっても、走行が可能な構造となっていたことから、事故に至ったものと推定されるが、組立て者が組立て後に本体分解レバーがロックされていること及び転倒防止バーが下がっていることを確認しなかったことも事故発生に影響したものと考えられる。	東京都	平成30年12月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900520	令和元年9月5日	令和元年9月26日	電気掃除機(充電式、スティック型)	PV-BF700	日立アプライアンス株式会社(現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品の充電制御の一部に不具合があり、電池パック内の基板及び電子部品が発煙・発火に至ったものと考えられる。	大阪府	令和元年9月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和元年7月10日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 75.2%
A201900521	平成31年4月18日	令和元年9月26日	引戸	なし	大建工業株式会社	重傷1名	子供が当該製品の小さな窓に手をついてもたれかかったところ、当該製品の小さな窓とガラスの隙間に右指を挟み、負傷した。現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月20日
A201900528	令和元年9月12日	令和元年9月27日	ノートパソコン	dynabook R732/36F	株式会社東芝(現 dynabook株式会社)(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	石川県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900517	平成31年3月15日	令和元年9月26日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、右腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月13日
A201900518	平成26年8月14日	令和元年9月26日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月12日
A201900519	令和元年7月14日	令和元年9月26日	照明器具(クリップライト)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900523	令和元年9月12日	令和元年9月26日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900524	令和元年6月20日	令和元年9月27日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和元年8月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月18日
A201900526	令和元年8月13日	令和元年9月27日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和元年8月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

電動車いす（ジョイスティック形）（管理番号：A201800555）



ノートパソコン（管理番号：A201900528）

